平成２６年（フ）第４７５２号
埼玉県所沢市緑町１丁目６―10―807
債務者　内田　　徹
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７５３号
東京都世田谷区奥沢８丁目９―13―103
債務者　小塚　義明
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７５６号
東京都新宿区坂町24―４―406
債務者　佐藤　裕一
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６０号
岡山市南区浜野３丁目21番17号205号
債務者　小嵐雄一郎
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３号
愛知県岡崎市赤渋町字西河原18番地４
債務者　太田　真弘
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月９日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１８０号
静岡市清水区宮下町10番11号　宮ノ下マンションＢ509号
債務者　山崎　久美
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６９３号
東京都町田市玉川学園７丁目12―８
債務者　佐藤　壮平
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６９５号
東京都大田区蒲田本町１丁目４―13―203
債務者　東田希世広
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２３号
神奈川県大和市代官２丁目12番地20　マリカ２―107号
債務者　土谷　孝雄
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６５８号
横浜市緑区十日市場町861番地５　グリーンハイム209号
債務者　岡本　京子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９０号
北海道中川郡幕別町旭町24番地の70
債務者　筒渕　　彰
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第８４号
千葉県君津市人見912番地11
破産者　沼田　輝一
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１２号
千葉県富津市青木２丁目９番地17　かねよハイツ102号
破産者　北島　道男
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第３０号
大分県玖珠郡九重町大字野上1297番地の２
破産者　須藤　望実
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第６６５号
埼玉県新座市野寺２丁目８番１―206号、旧住所埼玉県新座市馬場１丁目５番38号
破産者　井上　好秋
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４７号
埼玉県白岡市高岩721番地２　アークプラザ新白岡203
破産者　貴戸　亜希（旧姓工藤）
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係